

## 令和5年度第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月5日（火）13時30分～13時55分
2. 開催場所 東金市役所5階 会議室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の  
計画変更承認申請の承認について 9件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第4号 農業経営改善計画について 更新 2件  
議案第5号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 5件
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 5件
5. 出席委員 12名  
会長8番吉井亨、2番細谷修、4番農宮弘子、5番平山光子、  
6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、11番齊藤ひろ子、  
12番子安明宏、13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 1番野口哲由、3番中田好一、10番市原勉、
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、12名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第6回農業委員会定例総会  
を開会いたします。それでは議事に入ります。  
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、5番平山委員と6番篠崎  
委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。  
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。  
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を  
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願い  
いたします。  
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言  
はご遠慮いただくようお願いいたします。  
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、9件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第4号、農業経営改善計画については、更新が2件、議案第5号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が5件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年8月29日午前9時より、1班の中田委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

また、農宮委員については、都合により欠席ございました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、私より意見発表いたします。

8番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字君ヶ谷向下の現況畑、83平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大のためです。営農計画においては、さつまいも、枝豆の作付けを予定しています。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局　議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金中学校の南西、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、さつまいも、枝豆です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われまます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長　異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から9につきましては、同一事業による申請ですので、一括して篠崎委員より意見発表をお願いします。

6番 申請番号1から9につきまして、一括してご説明いたします。当案件は、農地法第5条の規定による砂利採取用地の使用貸借権の設定のための一時転用の申請です。申請理由は、需要の増大に対応するための工期期間の延長です。場所にあつては、小野字南小野台、17筆、合計12,101.58平方メートルの農地です。8月29日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。必申請に必要な書類も揃っており、許可相当と判断します。以上よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局補 議案書の5ページから6ページをお願いいたします。

申請番号1から9は、小野地先で行われている砂利採取事業に伴う申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南側に位置する山砂採取場の一角になります。本申請地につきましては、令和元年6月、令和2年2月及び令和3年1月に使用貸借権の設定による一時転用の許可を受け、その後の計画変更手続きにより、工事期間の完了予定を令和5年10月31日としておりましたが、今後の需要増大に対応するため、更に令和6年10月31日まで延長したいとするものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 申請番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、大豆谷字打越の畑、232平方メートルの農地です。用途は、専用住宅用地です。譲受人は、譲渡人の兄の孫です。農地区分は第2種であり、特に問題ないものと思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局補 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。譲受人は、譲渡人の兄の孫です。場所は、北中学校の南西、約500メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書及び工事請負契約金の一部として領収書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。別冊の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案

件は再認定2件でございます。1件目をご説明いたします。こちらは、下武射田の方です。営農類型は、施設野菜（きゅうり・なす）です。主な改善計画案については次の4点です。まず1つ目の経営規模の拡大に関する目標と、2つ目2ページ目に記載されています生産方式の合理化の目標が関連していますので、一緒にご説明します。鉄骨ハウス②の5連棟では、今まで9月から7月まできゅうりを栽培・収穫していましたが、終盤は病気が発生しやすく品質、収量が落ち売り上げが上がらない状況であるため、3月から7月までをなすの栽培・収穫に変更して収益を向上させます。そのため、きゅうりの生産量は減りますが、なすの生産量が増加します。続いて2ページ目をお願いいたします。経営管理の合理化の目標として複式簿記及び青色申告を継続します。また、データによる経営管理を行うため、パソコンで経営内容や作業内容の管理分析をいたします。また、農業従事の様態等に関する改善の目標として、鉄骨ハウス②の作付け内容を変更することで労働力の削減を図り、休日制度の導入を目指します。続いて3ページ目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、環境モニタリング装置、循環扇、鉄骨部分・被覆材の更新、暖房機、トラクターがあります。続きまして、2件目をご説明いたします。こちらは、下武射田の方です。営農類型は、稲作と露地野菜（ネギ）です。主な改善計画案については次の4点です。まず、経営規模の拡大に関する目標として、水稻とネギのそれぞれの作付け面積を増やし、生産量を増加させます。続いて2ページ目をお願いいたします。また、生産方式の合理化の目標として、機械の導入、大型化、高性能化を図ることで、作業の時間短縮・効率化の実現を図ります。また、経営管理の合理化の目標として、複式簿記及び青色申告を導入いたします。また、農業従事の様態等に関する改善の目標として、作業計画を立て、休日制度の導入を目指します。続いて3ページ目をお願いいたします。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として、トラクター、コンバイン、籾乾燥機、籾すり機、ネギ管理機、ネギ収穫機、ネギ調製機、運搬車両、作業場・倉庫、育苗ハウス、フレコンスケール、フォークリフトがあります。

以上、再認定2件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第9次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第9次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

利用権の設定、5件、面積合計、14,777平方メートル、内訳、5年、2件、面積合計、6,728平方メートル、10年、3件、面積合計、8,049平方メートルです。1ページが5年の利用権設定管理台帳で、2ページから3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。全て新規となりまして、1番は小野の認定農業者、2番は山田の農業者への貸し付けとなっております。4ページを飛ばしまして、5ページが10年の利用権設定管理台帳で、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で、福俵の認定農業者への貸し付けとなっております。7ページが中間管理機構を介しての10年の利用権設定管理台帳で8ページから9ページが機構より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2件とも極楽寺の新規農業者への貸付となっており、家族経営で露地野菜の栽培を計画しているとのことです。10ページから11ページに利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報と新規就農に係る計画書を基に作成しておりまして、いずれの農業者も農作業従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第5号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の10ページから11ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。7月26日から8月25日までに受付した案件は3件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の12ページをお願いします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。5件の照会があり、現地調査を8月9日と8月23日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年9月5日